

にいがた

新潟昔語り

潟をつくった女の執念

新発田市(旧紫雲寺町)・新潟市北区(旧豊栄市)

紫雲寺の弟子を恋慕した真野長者の娘お福は、寺に駆け付けて弟子を口説きました。修行の妨げになると逃げ回る弟子。お福にどこまでも追いかけられ、弟子は泉水に落ちてしまいます。助けようと飛び込んだお福はたちまち大蛇になり、弟子も蛇身になってしまいました。

さあ大騒ぎ。追い出そうとすると、大風、雷、大雨になり、名高い僧に祈念してもらって、ようやく7日目に大雨はやみました。そのためお福は紫雲寺潟にいらなくなり、南の方に潟をつくって主になったとか。それが福島潟だそう。



お福伝説の舞台となったとされる紫雲寺



※伝説については、諸説ある話のうち、取材したもの1つをご紹介します。

新潟日報「好きですにいがた」語り継がれる不思議にいがたより

Contents

- 算定基礎届は正しく届出しましょう
- 知って得する!!ジェネリック医薬品(後発医薬品)
- 年金無料相談会7月のご案内
- 海の家「割引券」をご利用ください

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

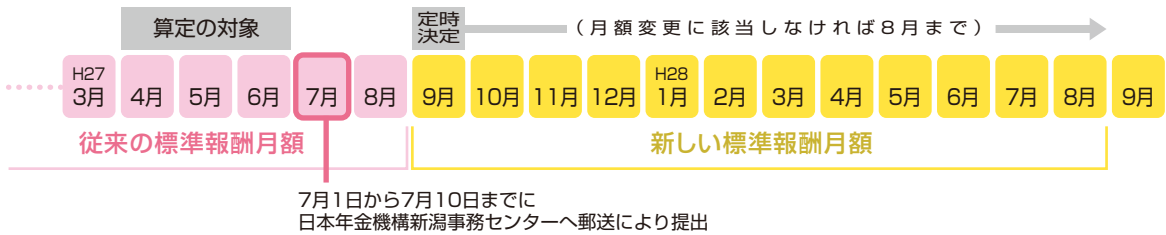


算定基礎届は正しく届出しましょう

被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、全ての被保険者の標準報酬月額について毎年1回決まった時期に見直しを行い、標準報酬月額の決定をします。これを定時決定といい、提出する届書を「被保険者報酬月額算定基礎届」（以下、算定基礎届という）といいます。算定基礎届は4、5、6月に実際に支払われた給与に基づき作成して、7月に提出します。

定時決定（算定基礎届）の基礎となる月と決定対象月

▶ 標準報酬月額を決定 9月～翌年8月まで



対象者

7月1日現在の全被保険者です。ただし、以下に該当する方は除きます。

1. 6月1日以降に被保険者になった方
2. 6月30日以前に退職した方
3. 7月改定の月額変更届を提出する方（別途「月額変更届」の提出が必要です。）

届出の報酬

報酬とは、4、5、6月に実際に支払われた税金等を控除する前の総支給額です。金銭・現物を問わず、事業主が労務の対償として支給するすべてのものです。現物で支給されるものについては、標準価格によって金銭に換算して計算します。ただし、食事の標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は、報酬に含みません。

▶ 報酬になるもの（例）

金 銭	現 物
基本給、諸手当（残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役付手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等）賞与等（年4回以上のもの）	食券、食事、社宅、寮、衣服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当分金額）等

▶ 新潟県の現物給与の標準価額 平成27年4月1日適用（単位：円）

食 事								住 宅	その他
1日当たり				1か月当たり				量1量 1か月	時 価
朝	昼	夜	三食	朝	昼	夜	三食		
150	210	240	600	4,500	6,300	7,200	18,000	1,080	

支払基礎日数

報酬の計算の基礎となる日数のことをいいます。

月給者 出勤日数に関わらず暦の日数となります

日給者及び時給者 出勤日数となります

ただし、月給者であっても欠勤日数分の報酬が差し引かれる場合は、就業規則等により会社で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

届書記入上の注意事項

- 7月改定の月額変更届の提出済者には、備考欄に「7月月変提出済」と記入します。
(7～9月に随時改定が行われる場合は、別途月額変更届を提出します。)
- 報酬の支払対象期間の途中で入社し、1か月分の給与が支給されない月(途中入社月)がある場合、その月を除いた月の報酬月額の平均額により標準報酬を決定します。該当する被保険者の備考欄に「平成27年〇月〇日取得」と記入します。
- パート等の短時間労働者は、備考欄に「パート」と記入します。
- 4～6月の間に一時帰休による休業手当などが支給された月があるときは、備考欄に「〇月休業手当支給」と記入し、7月1日時点の一時帰休の状況見込みについても「7月1日解消予定」または「7月1日休業予定」と記入します。

上記については、CD等による電子媒体や電子申請で提出される場合にも、必ず入力が必要です。

年間平均で算出する場合

一般的な算定方法では標準報酬月額を算定できない場合や、算定結果が著しく不当となる場合、算定方法の特例として標準報酬月額を保険者が決定します。

以下の条件を満たす場合は、被保険者の同意を得て年間平均で標準報酬月額を決定することについて申立できます。

- 「当年の4、5、6月の3か月間に受けた給与の平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年6月までの間に受けた給与の平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、その差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く)

▶ 具体例 各月の給与のイメージ



このように比較し2等級以上の差があり、これが例年見込まれば、前年7月から当年6月の給与(年3回以下の賞与は含みません)の平均額により標準報酬月額を算定します。

事業主が申立する場合は、算定基礎届の備考欄に「年間平均」と記入し、次の資料を添付します。(各様式については、日本年金機構HP及びお近くの年金事務所で確認してください。)

業務の性質上例年見込まれるものである理由を記載した申立書

被保険者の同意書

当年4、5、6月の報酬額等と前年7月から当年6月の報酬額等を比較した書類

ただし、4～6月までの期間に定期昇給等による固定的賃金の変動があり、7～9月に随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定よりも優先することから、定時決定において年間報酬の平均では算定は行われません。

事業所調査に対するご協力をお願いについて

算定基礎届の届出にあたり、管轄年金事務所より別途「総合調査」等実施のご案内をさせていただきます。案内が届きましたら、「算定基礎届」はご案内の調査日時に必要関係帳簿等とともにご持参いただきますようお願いいたします。調査につきましてご理解ご協力をお願い申し上げます。



（後発医薬品） 知って得する!! ジェネリック医薬品

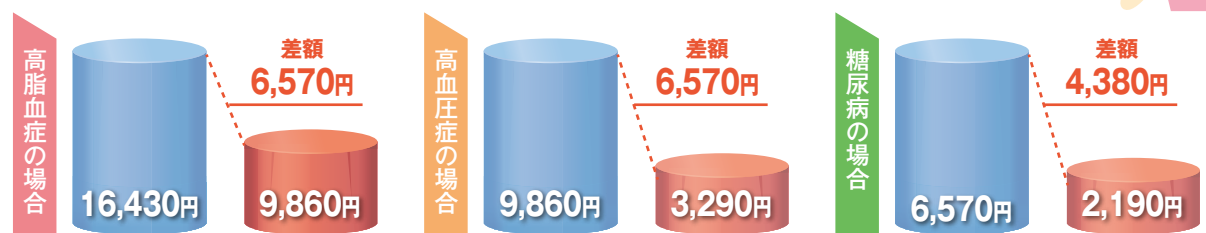
ジェネリック 医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に製造販売され、新薬と同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると厚生労働省が承認した、低価格なお薬です。

さまざまな 病気・症状に対応！

高血圧や糖尿病をはじめ、アレルギー性疾患（花粉症）や感冒（かぜ）など、さまざまな病気や症状に対するお薬が揃い、カプセル・錠剤・点眼薬など形態も多彩。新しい技術で、味や飲み易さ、使用感が改良されたものもあります。

新薬と比べてどのくらい価格が違うの？



■高脂血症 ■高血圧症…代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定（3割負担） ■糖尿病…代表的な薬を1日2回、1年間服用したと仮定（3割負担）

お試し切り替え（分割調剤）ができます！

「ジェネリック医薬品が自分に合うか心配」という方は、処方されたお薬の服用日数を分割する方法もあります。

例えば30日分のお薬を処方された場合には、まず10日分だけもらい、服用して問題がなければ残りの20日分をもらうことができます。

※このお試し切り替え（分割調剤）をした場合には、薬局に「後発医薬品分割調剤料」を支払うことになっています。詳しくは薬剤師にご相談ください。

**協会けんぽは、
医療費適正化（保険料率上昇抑制）のため、
ジェネリック医薬品の普及を推進しています!!**

お問い合わせ先

【協会けんぽ新潟支部 企画総務グループ】 TEL.025-242-0261



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)

協会けんぽ 新潟

検索



スマートフォンから!



今月の
健康情報

あなたの歯は健康ですか？

毎年6月4日から10日は「**歯と口の健康週間**」です。

歯を失う原因のほとんどは、「虫歯」や「歯周病」によるものですが、40歳以降に歯を失う人の9割は「歯周病」だと言われています。歯周病は糖尿病や心臓病と深くかかわっており、全身の健康に悪影響を及ぼします。そのため、歯の健康を保つことは、体の健康を守ることにもつながります。

健康な歯を保つための口腔ケア

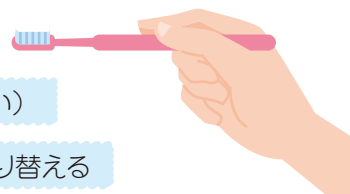
1. 歯磨き

食べたら磨く習慣を付けましょう。毎食後、丁寧に歯磨きすることで、お口の中を清潔に保ち、細菌類が繁殖しないようにすることが虫歯・歯周病予防の基本です。

POINT1 1本ずつ、右から左、上から下と順番に丁寧に磨く

POINT2 歯ブラシは鉛筆を握るように持つ（力を入れ過ぎない）

POINT3 歯ブラシを後ろから見た時に毛がはみ出ていたらとり替える



歯と歯の間についている食べかすや歯垢は、歯ブラシだけでは取りにくいので、歯間ブラシやデンタルフロスなどを使って、しっかり落としましょう。（歯肉を傷つけないように注意しながら丁寧に清掃しましょう）

2. 歯科医や歯科衛生士によるケアも必要

自分では取り除けない歯垢や歯石の除去や、正しいブラッシングの確認のために定期健診をお勧めします。お口の中で起きているトラブルの早期発見・治療のためにもかかりつけの歯科医をもち、定期的にケアを受けましょう。



歯周病を予防する生活習慣改善のポイント！



適度な運動を習慣にする



禁煙する



ストレスを解消する



質の良い睡眠を十分にとる



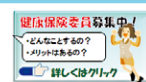
健康保険委員（健康保険サポーター）を募集しています！

有益な情報をいち早くご提供します！

応募方法は新潟支部ホームページから→

パソコンから！

スマートフォンから！



柏崎年金事務所内協会けんぽ出張窓口を廃止いたします

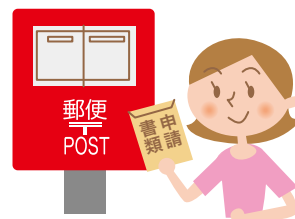
協会けんぽ設立以来、柏崎年金事務所内に協会けんぽ窓口を設置して参りましたが、来訪者数が減少傾向にあり、郵送による申請書類のご提出や電話でのご相談が増加していることから、**平成27年9月30日(水曜日)**をもちまして、**柏崎年金事務所内の協会けんぽ窓口を廃止**いたします。

窓口廃止後の健康保険給付等のご相談は、協会けんぽ新潟支部にお電話いただくか、協会けんぽ新潟支部の窓口をご利用ください。なお、協会けんぽにご提出いただく全ての申請書類は、郵送によるお手続きが可能です。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、加入者・事業主の皆様にはご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※申請書類は以下の方法により入手いただけます。

- ① 協会けんぽホームページよりダウンロードする。
- ② 協会けんぽにお電話いただき、郵送依頼する。



協会けんぽ新潟支部メールマガジン

「ときメール」配信登録受付中!

登録料無料!!

毎月1回
(20日頃)配信!

パソコンから!

スマートフォンから!



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

社会保険事務講習会7月開催のご案内

参加料不要

参考図書進呈

社会保険事務を担当されることとなった方を対象とした講習会です。どなたでもご参加いただけます。

【講習内容】社会保険加入と諸手続きについて 講師/日本年金機構年金事務所職員
健康保険給付関係については資料をお渡しします。

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
7月16日(木)	午後1時30分 ～ 午後3時00分	ワークプラザ柏崎	柏崎市田塚3-11-50	36名
7月21日(火)		クロスパルにいがた	新潟市中央区礎町3ノ町2086	70名
7月21日(火)		南魚沼ふれ愛支援センター	南魚沼市坂戸399-1	60名
7月22日(水)		新発田市生涯学習センター	新発田市中央町5-8-47	48名
7月24日(金)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	60名
7月24日(金)		ハイブ長岡	長岡市千秋3-315-11	70名
7月28日(火)		燕三条地場産センターリサーチコア	三条市須頃1-17	60名

※「クロスパルにいがた」会場は、駐車場が少ない為、公共交通機関をご利用ください。

申込方法

参加される会場名、開催日、事業所名、参加者名を記入し、FAXにてお申し込みください。

(電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場とも先着順とし、定員に達した場合のみご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 ■ FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

松風荘で、やすらぎとくつろぎのひとときを。

お申し込み・お問い合わせはお気軽に



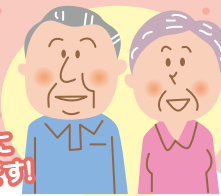
『ナノミストサウナ』は低温(38℃～42℃)でゆっくり体を温めます。

〒958-0037
村上市瀬波温泉2-4-29
電話0254-53-3086

閑静なたたずまい・落ち着いた10室

瀬波保養所 **松風荘**

年金無料相談会 7月のご案内



年金はいつから・いくら受け取れるの？

手続きは？

年金のことを
くわしく気軽に
聞ける機会です！

日時：7月24日（金）午後2時30分から

会場：新潟県社会保険労務士会 会議室（新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1階）

募集人員：先着20名様まで（社会保険労務士が説明します）

※具体的な年金見込額等をお知りになりたい方は、ご本人であることが確認できるもの（運転免許証等）及び基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）をお持ちください。

申込方法：参加申込書に参加者氏名・所属事業所名・事業所所在地・電話・FAX番号を記入し、
下記FAX又はTELにてお申し込みください。

一般財団法人新潟県社会保険協会 FAX. (025) 290-3201 TEL. (025) 240-5337

共 催：一般財団法人 新潟県社会保険協会・新潟県社会保険労務士会

海の家の
「割引券」を
ご利用ください

先着1万枚

枚数に達しましたら
ご容赦願います

海の家 開設

今年も、会員の従業員及び
家族の皆様の健康増進に
ご利用ください。

- ◆ 申込条件 …… 新潟県社会保険協会「会員事業所」の従業員及び家族であること
- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」（下記のとおり）
- ◆ 割引金額 …… 1人1枚300円（各海の家で差額を支払いご利用ください）

開設期間：各海の家開設日から平成27年8月31日（月）まで

開設場所	関屋浜海水浴場（新潟市中央区）	シーポイントニイガタ ● こがねや ● 幸楽
	角田浜海水浴場（新潟市西蒲区）	● 泉屋
	野積海水浴場（長岡市）	● まつや
	藤塚浜海水浴場（新発田市）	● 藤塚浜茶屋 組合全店
	瀬波温泉海水浴場（村上市）	● ニューハートピア新潟瀬波
	石地海水浴場（柏崎市）	● 佐渡見茶屋 ● ココバームスー等茶屋 ● リゾートニューかもめ
	番神海水浴場（柏崎市）	● ブルーマリーン ● レッドアンカー
	谷浜海水浴場（上越市）	● 谷浜観光協会 会員茶屋全店
	屋外プール	● メイワサンピア（新潟市西区赤塚）



● 申込先 …… 各所属支部へ

新潟東・新潟西・三条・新発田支部

住 所 〒950-0087
新潟市中央区東大通1-2-25
北越第一ビルディング6階
電 話 025-240-5337

長岡・六日町支部

住 所 〒940-0061
新潟県長岡市城内町3-甲
893-36丸山ビル6階
電 話 0258-31-8090

上越・柏崎支部

住 所 〒943-0837
新潟県上越市南城町1-5-9
電 話 025-527-4880

● 申込方法 …… 下記申込書を、郵送により、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

「海の家」割引利用券申込書

該当する支部名を○で囲んでください。	申込希望枚数
新潟東・新潟西・三 条・新発田・長 岡・六日町・上 越・柏 崎	枚
上記のとおり申し込みます。平成27年 月 日	
事業所所在地	事業所名称